

安愚楽牧場に関するトラブル速報！第 4 弾

－「隠し財産が見つかった？」被害を取り戻すという二次被害トラブル急増！－

株式会社安愚楽牧場（以下、安愚楽牧場。2011 年 12 月 9 日、東京地方裁判所にて破産手続の開始決定）の被害を回復するとかたった勧誘に関する相談が、急増している。

2012 年 5 月 30 日に予定されている裁判所や破産管財人主催の債権者集会を前に、今後ますます同様の手口によるトラブルが増加する可能性もあるため、消費者に対して注意を呼びかける。

1. 相談事例

【事例 1】隠し財産が見つかったと勧誘する手口

「安愚楽牧場に隠し財産があることがわかったので、被害額を 70%返金する。手数料として 30%差し引く」と A 社から電話があった。その後 B 社の代行会社を名乗る C 社から、B 社の金採掘権の勧誘電話があり、「倒産した会社からの返金額に上乗せして購入するように」と勧められた。後日「200 人集まると 2~3 倍になる」等書かれた B 社の資料が届いた。再度 A 社から「B 社から金採掘権に関する封書が届いたか」と連絡がきたので、A 社に 400 万円払って、B 社発行の金採掘権を購入した。その後 3 社とも連絡が取れない。資料に記載されている A 社の所在地に行ったが A 社は存在していなかった。

（相談受付：2011 年 9 月、契約当事者：東京都、50 歳代、女性、家事従事者）

【事例 2】被害金額を取り戻す代わりに、別の債権を購入させる手口

和牛預託で倒産した会社に 2,000 万円の契約をし、落ち込んでいたところに投資会社から電話があり、「預けたお金の 6 割を取り戻す代わりに、優良債権を買ってほしい」と持ちかけられた。「4,000 万円を来月の中旬に現金で持参するので、その額をそのまま金の採掘権を買う投資事業匿名組合に入金してほしい。それには今すぐあなたの名前でこの投資ファンド 400 口出資額 4,000 万円の申し込みをするというファクスをしてほしい」と言われた。預けたお金の 6 割が戻るならとその気になり、言われるままに申込書をファクスしたが、冷静になって考えてみると、倒産し裁判所が関わった案件についてそう簡単に返金ができるはずがない。まだお金は支払っていない。契約通知をファクスした後、ただだまされているのではないかと不安で眠れなかった。

（相談受付：2012 年 2 月、契約当事者：宮城県、70 歳代、男性、無職）

【事例3】裁判所から個人情報入手したと伝える手口

父親が和牛オーナー契約をして5,000万円を支払っていた。最近、「被害を回復する」という業者から電話がかかってくる。「被害金額の半額を取り戻せる」と言われた。本当の話であれば弁護士に相談し、契約したいと思う。業者に父親の連絡先をどこで知ったのかを尋ねると、「裁判所を見た」と言う。信用してよいか。

(相談受付：2012年3月、契約当事者：愛知県、70歳代、男性、無職)

※相談者と契約当事者が別

【事例4】相談したことはないのに、消費生活センターから個人情報もらったとかたる手口

和牛オーナーの預託商法の被害に遭い、債権者届を出した。「安愚楽牧場が所有している土地を買い取りたいと思っている人がおり、その人が債権額の額面の40%でこの債権を買い取ってくれる」と電話があった。一度会って、債権の名義変更をしたいと言われている。他の人に相談したら、「くずのような債権を買い取ってくれる業者は存在するので、本当かもしれない」と言われた。この業者は信用できるだろうか。「どこで自分の個人情報入手したのか」と聞いたら、「消費生活センターから情報を教えてもらった」と言われたが、自分はこれまで、安愚楽牧場の倒産で被害にあったことを消費生活センターに相談したことがなかったので、業者が言っていることは疑わしく思う。

(相談受付：2012年1月、契約当事者：東京都、40歳代、女性、家事従事者)

【事例5】行政から委託を受けて調査しているとかたる手口

破綻した和牛オーナー商法の被害に遭い600万円の債権がある。「4割の240万円で買い取る」と言うので、「会社案内を送ってほしい」と伝えたところ「会社案内を見たら余計信用できなくなるから送らない」と言われた。また、別の業者から電話があり「消費者庁から委託を受けて調査しているが、その会社なら信用できる」と言うが信用してよいか。

(相談受付：2011年12月、契約当事者：京都府、40歳代、女性、家事従事者)

2. 消費者へのアドバイス

(1) セールストークをうのみにせず、絶対に契約しないこと

裁判所による破産手続が進行している中で、個別に被害が救済されることはない。「隠し財産が見つかった」「債権を買い取る」などといった業者のセールストークは信用しないこと。何度も繰り返し電話がかかってくることもあるので、きっぱりと断ること。一度支払ってしまったお金を取り戻すのは、極めて難しい。

業者に指定された銀行などの預金口座にお金を支払ってしまった場合は、すぐに警察や金融機関に連絡し、振り込んだ預金口座の利用停止を求めること。

(2) 行政が業者を勧めたり、個人情報を業者に提供することは一切ない

被害回復をかたる勧誘について過去の相談事例をみると、消費生活センターや国民生活センター、消費者庁等の公的機関を装いまたは委託を受けたとかたり、勧誘をしてくるケースもある。消費生活センター等の公的機関が、事例のように被害調査を業者に委託したり、被害者に

対して債権を買い取る団体を勧めたり、相談者情報を業者に提供することは一切ない。

また、破産法によると破産手続は一般には公開されておらず、利害関係人以外は裁判所で記録を見ることはできない。

(3) トラブルにあったら、すぐに消費生活センターに相談すること

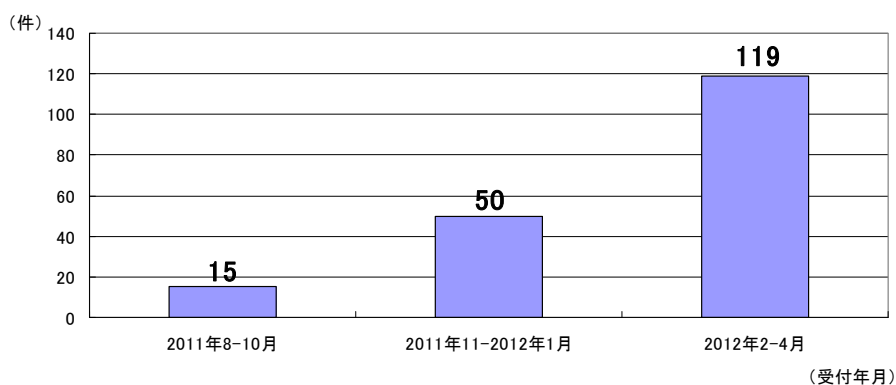
勧誘を断ったものの不安なときや、契約や支払いを強要されたとき、お金を支払ってしまったときなど、トラブルにあったらすぐに消費生活センターに相談すること。

なお、裁判所や破産管財人による安愚楽牧場の債権者集会在2012年5月30日に予定されていることもあるので、今後も自主的に情報収集に努めること。

3. 相談件数等

(1) 相談件数

安愚楽牧場の二次被害に関する相談件数は、東京地方裁判所に対して民事再生手続開始の申し立てを行った2011年8月9日以降でみると、2012年1月が38件、2月が49件、3月が48件と増加傾向にある(2012年4月19日までの登録分)。



4. 情報提供先

消費者庁消費者政策課

消費者委員会事務局